

# 博物館の現状と課題

鹿 内 隆 文

近年、地方の時代・文化の時代といわれ、「博物館」・「美術館」の建設ラッシュが続いている。

日本博物館協会の調査によれば、昭和五十五年中に新設された博物館は七二館、五十六年中には、六〇館に及んでいる。しかも、五十六年中の場合、公立館は四五館（県立六、市區立一九、町村立二〇）とその大半を占めている。これらの中には動植物を扱う動物園などや自然科学系のものも含まれるので、すべてが歴史や美術を扱つたいわゆる人文科学系の館とみるわけにもいかないが、しかし、この数字の中に、地方自治体の博物館建設の激しい情熱を見ることができる。

特に、県立単位の博物館や美術館では、何十億円という巨費を投じて近代的設備を要した館がつくられ、その活動内容は、地域住民からも熱き期待をもつて迎えられている。

このように、博物館のイメージが、今までの「博物館行き」という言葉に象徴される、暗く、かび臭いイメージから、新しい社会教育活動の拠点として、あるいは地域文化の保存センターとしてのイメージへ変わり始めてきている。

これは、最近、「生涯教育」の必要性が盛んに叫ばれるようになった結果、行政側でもその重要性を認識するとともに、市民・県民からの要

望の高まりが一つの理由と考えられる。それから、開発に伴う環境の破壊等による文化財や民俗の保存も、その主なる原因の一つであろう。そこでこの小論の中では、地域（地方）博物館の現状と課題、現代社会と博物館の役割、文化財保護と博物館について当館の状況を交じながら、論述してみたいと思う。著者自身、博物館に勤務したのは、十五年四月からで、職員としての経験は二年ちょっととしかないので、上記の問題へ深く立ち入れない面もあるかもしれないが、その点は御了承願いたい。

## 一、地域（地方）博物館の現状と課題

一般的には、地域博物館というと、リージョナル・ミュージュアルの誤語として、ナショナル（国立）とローカル（市町村立）の中間に位置する都道府県立の博物館を指すが、ここでは、その地域社会を基盤とし、その歴史や風土に根ざした地域の博物館ということで、ローカル・ミュージュアムをも含した公立の博物館を指すことにする。

まず、全国的な設置状況と地域博物館（公立）の割合をみてみることにする。「博物館研究」十七巻三号によれば、全国には登録博物館三千五二一館、相当施設二〇六館、その他の施設が千五二一館あり、設置者別では、国立が三三館、公立が一千一八館、私立が八七七館、大学の設置施設が五二館あり、公立地域博物館が圧倒的多数を占めている。また、館種別では総合が八一館、歴史系が千二四四館、美術系が三五三館、自然科学系が一九六館、動物・植物・水族館が二三六館となつており、

歴史系博物館が他の館種を圧倒しており、しかも、公立地域博物館がそのうち七八二館と圧倒的数値を見せていく。

この数字は、市町村立の歴史民俗資料館によるところが大きいと想像される。昭和四十五年の社会教育審議会の中間報告や、文化庁の「歴史民俗資料館設置要綱」による設立補助もあり、それ以降、文化財保護に関する認識が住民の側も、行政側も急速に育成され、地域博物館の設置が推進された結果と思われる。

次に東北地方に目を転じてみると、五十六年中オーブンした館は八館、五十五年以降の大きい施設を挙げると、五十五年秋には岩手県立博物館が、それから五十六年秋には宮城県美術館が開館し、今後、五十九年度には福島県立美術館（福島市に建設）が、六十一年度には福島県立博物館（会津若松市に建設）がオーブンすることになっており、さらに八戸市立博物館が五十八年秋には開館する予定となっており、六十年度以降には、いわき市立美術館の開館が予定されている。東北地方にも現代的設備を有する博物館が続々と建設され、あるいは建設が予定されるようになっている。

このほか、歴史民俗資料館も各町村に新設され、東北地方も全国的な博物館建設の趨勢と同じ傾向をたどっている。この波は本県にもおし寄せ、各町村立の地域博物館、歴史民俗資料館が昭和五十二年以降一二館も新設されていることからも分かる。

さて、このように急増をみせている博物館であるが、その内容は、つまり博物館の運営や活動内容、それから収蔵資料、博物館のスタッフたる学芸員の質や量は、果たしてどうなっているのであろうか。特に新し

い博物館、美術館では、開かれた博物館（美術館）というキヤッチフレーズのもとに、それぞれ、社会教育活動の拠点として地域住民に対して新しい活動を展開しているので、次に運営や収蔵資料・学芸員の問題について述べてみたい。

博物館の運営を考えるとき、博物館の目的や機能については、博物館法第二条の定義や I C O M (国際博物館会議) の会則の定義により、①資料の収集・保存、②資料の展示・公開、③調査研究、④教育普及と分類されていて、これらの四機能は互いに密接な相関関係を有しているといわれている。ところで、現代の博物館では、これら四機能に均等のウエイトを置き、バランスがとれることが必要条件となっている。

普通、地域博物館では、①の資料の収集と関連して、資料購入予算費とも絡むが、展示できる博物館収蔵の資料の不足がまずあげられる。特に、民俗資料館的形態をもつ地域博物館では収蔵資料不足が大きな悩みのたねとなっている。ちょっと古いが、五十年の資料によると市立は平均一館当たり五千三七四点、町村立は平均二千四八九点となっている。このことは日本の博物館の全体的傾向ともいえるから、ひとり地域博物館の問題ではないが、それでも十分な博物館活動を展開する上での大きな障害となっている。これは、地域博物館（歴史系）以上に、美術系博物館では深刻なようで、資料の不足から、博物館独自の自主的な事業を実施できず展示場が貸ギャラリー化している現実もある。

しかし、いかに小規模であれ、各地域にこれら資料館が存在し、何らかの形で住民生活とかかわっている点では、これら資料館がその地域の将来的発展と、社会教育の要請にこたえ得る存在といえる。そのためには

は、地域社会とのかかわりあいの中で、地域住民の要望にいかにこたえて行くかということである。

当館も昭和五十二年四月開館し、当館収蔵資料、ゼロということから出発したが、その後運営活動が徐々ながら地域住民から理解され、資料数も五十五年度末、考古資料一万点を加えて、約一万三千点に達するようになった。これは、一つには当館の運営方針が地域住民の要望にこたえた結果と考えられる。

そこで、当館の運営活動内容について以下若干触れてみることにする。当館は、地域博物館として、津軽の歴史と美術工芸を主に対象とする館であり、地域の歴史や風土から生まれた文化を掘り起こし、それを公開し、市民とともに考えることと、他地域との交流を盛んにし優れた文化の導入に努力することを運営目標としており、展示はそのため、津軽の歴史をテーマとした常設展と、それから、自主的な津軽の文化を中心テーマとした企画展（年5～7回）、さらに歴史・美術に関する移動展や津軽の歴史文化をテーマにした特別展の三本柱で実施している。

このほか、公民館・町民館・博物館による市民教養大学などの教育普及活動や墓石調査などの調査研究事業を行って、地域住民から好評をもって迎えられている。こういう自主的な企画展中心の運営は、地域住民に文化創造に関する強いインパクトを与えると考える。

東北の博物館でも、常設展中心でなく、調査研究の成果をまとめた企画展など、自主的展覧会を催し、地域住民と接点を求める館が多くなってきている。それから、新しい館では、教育普及活動に重点を置き、開かれた博物館をキャッチフレーズに、活動を展開するようになってきて

いる。

最近のこういう博物館の社会教育的活動が強調される背景には、余暇時間の増大により、知識・文化に対する住民側の要求が高まってきたことと、一九七七年にパリに開館したポンピドー国立芸術文化センターの影響を無視できない。

地域博物館の運営を考える場合、もう一つ問題となるのは館の維持費の増大ということである。特に近年新設された博物館は、建物の大型化に伴い、豪華さも増し、その結果、維持管理費が増大し、運営が困難な情勢に直面しているということである。たとえば、岩手県立博物館では、光熱費だけでも年間一億円ということである。この費用が将来的にそれでなくとも不足な資料購入費や調査研究費を圧迫し、地域博物館の活動全体の足かせになる可能性がある。この点については、地域博物館の努力もさることながら外国のように国の強力な補助政策が望まれる。

次に、地域博物館がその任務を十分に果たすためには、第一に、その地域の歴史や風土、及びその文化財に関して、精通した専門家が必要である。

ところが、その専門家たる学芸員が地域博物館ではその絶対数が不足している。当館が当館と同規模程度の館二四館を調査したところによれば、嘱託員を含めた職員数が一館当たり一〇・三人、学芸員数は平均一館当たり三・三人であった。この数値は、「公立博物館の設置及び運営に関する基準」に示されている、市町村立の博物館では六人の学芸員を置くとするという基準をはるかに下回っている。

千人以上の優秀なスタッフをそろえ、先駆的な運営がなされているボ

ンピドー・センターには到底及ぶところではないが、わが国でも人材教育のためのセンターなりをつくり、しかるべき学芸員を質量ともに養成し、自己研修や調査研究の機会を与えると同時に、学芸員としての身分保障や格づけが必要と考えられる。専門家の養成は今後の情勢の中ではますます社会的課題として要求されてくる。

## 一、現代社会と博物館の役割

まず、本節では地域社会と博物館の関連をみていくこととする。

地域社会とは、一定の社会的特徴をもつた空間で相互に関連している地域と定義されているが、それは単なる空間的広がりでなく、その地域の人々の生活が、他と区別される何らかの特色をもつてゐるものとされてきた。ところが、この地域社会も、一九六〇年代から始った高度経済成長政策の展開により、大きな変化がもたらされた。交通手段の発達、道路網の整備、大都市への人口集中化現象と過疎化現象等、急激なる社会構造の変化の中で、地域社会のとらえ方は著しく変わり、多様化してきた。博物館もまた、そういう情勢の中で、その設置が地域の文化施設や地域住民の文化創造の活動にかかわって大きく浮び上がってきたのである。

博物館の公共的役割や文化的役割が今日大いに強調されているが、果たして、博物館が地域住民にとって住民要求の上にたって適切に設置されているかが問題となる。特に地域博物館の場合は、住民の要求というよりも、文化行政施策の一環として設置される場合が多いからである。

このため、博物館の地域性、地方性を問題にする場合には、その地域社会に設置された博物館と地域住民とのかかわりあいの実態が明らかにされなくてはならない。

しかしながら、博物館の地域社会における設置のされ方は多種多様であって、博物館と地域住民との関連性はなかなか解明される段階までは至っていない。

ところで、当市の場合、古い城下町としての伝統があり、古い町並みと風格が町に残されており、この歴史と風土に根ざした文化を保存し、未来社会に活用しようという強い住民からの要望もあり、博物館が史跡公園の一角に設置されたのである。

また、地域社会の関連の中で、博物館活動をどの範囲にとらえるかという問題がある。地域社会といふものは、その観念の時代的変遷もあり、単なる行政区画によって境界が引かれるものではない。たとえ博物館がその行政単位によって設立されているとしても、博物館活動は、地域を越えて広がっていかざるを得ないと考えられるのである。

さて、高度経済成長策の推進による社会構造等の変化については前述したが、地域開発が埋蔵文化財の破壊や郷土芸能等の喪失をもたらし、地域問題と文化財保護、環境保全の問題が一段と大きく浮び上がり、博物館を中心とした文化施設全般のあり方を考える契機となつたのである。地域住民の精神・物質両面での価値観の変化と文化財保護と生活文化の継承の期待が、博物館新設への出発ともなつた点をみのがすことはできない。

このように地域社会に根ざした文化への要求が博物館建設の大きな原

動力となつたのであるが、地域社会における人間疎外の高まりや伝統的

生活様式の変化につれて、ますます市民生活との関連の中で、博物館の

果たす役割は大きくなつてきている。

この博物館は、まぎれもなく社会教育施設であり、市民生活に深くかかわりあいをもつ文化施設である。しかし博物館が文化の中心的機関として高い評価を受けているかどうかについては、他の文化施設と比較して疑問が残る。

ここに地域社会での地域住民からの期待の高低とも関連して、博物館に対する評価が生じ、それがまた反対作用を呼び起し、博物館側の住民に対する積極的な働きかけとして表れてくるのである。

特に、博物館建設ブームが起っている今日では、博物館もまさに「運営の時代」に入るようになり、博物館の間で企画が競合し合うようになつた。このため、これからは、博物館相互の連絡はもちろんのこと、他社会教育施設と連携しながら、その社会教育的諸機能を地域社会の中で発揮することが要求されている。

それから、博物館は地域の文化保存センターの役割を担つていると考えられる。これは、近年の急激な開発事業の進展と生活様式の変化が文化財破壊につながり、歴史・民俗資料の散逸、消滅を招くこととなつたためである。

博物館は、その破壊や散逸の危機にある歴史・民俗資料をできるだけ収集、保存、調査研究し、その成果を地域住民に公開展示するセンターとして機能するわけである。

次に、価値観の多様化した現代社会の中での博物館の役割について考

えてみたい。

今日、博物館は社会教育施設として、地域に根ざした人々の生活文化創造の課題に直接的に取り組まざるを得なくなつてきている。そして、それは博物館の第一義的な展示活動を通してだけでなく、地域に密着した調査研究とその成果を表した企画展、あるいは各種の講演会等を通して、おのずと地域住民と結びつき、地方文化の向上に寄与することになる。

そのため、博物館と社会教育施設相互間の交流、協力化が強力に望まれるようになり、図書館等の共催事業が企画、実行されるようになる。このように、博物館は、多様化した現代社会の中で、地域住民のニーズを的確にとらえ、地域学習活動の本質を十分に把握し、地域住民にとっての、生活文化向上を図る学習や技術習得に対しても大きな役割を担うようになる。

そこで、博物館の社会教育とのかかわりあいを少しとりあげてみるとする。

博物館と社会教育とのかかわりあいは、直接的であり、具体的である。しかも、博物館活動そのものが博物館の社会教育に関する社会的評価となる。

博物館は利用者と展示及び教育普及活動の面で、地域社会と幅広く接觸していることはいうまでもない。しかも、博物館と地域との関係は、博物館の設置目的や規模等によって異なつていて。博物館はそのため、その立脚する地域社会を対象として、地域住民を対象とした博物館活動の展開が強く望まれている。

つまり、博物館は地域住民へのサービス活動ということが強く認識されるようになった。

ところで、いくら博物館を社会教育施設とみなし、社会教育の考え方を押し進められていこうとも、博物館の社会教育の中身をつくり上げていく調査研究機能が欠いていては、教育普及活動の活性化は望めない。また、博物館が社会教育施設としてその役割を十分發揮するためには、やはり展示活動を第一義としている関係上収蔵資料ということになる。当然資料は地域社会のものを基本として収集・保存が図られていく。それが、地域住民との接点となり、社会教育機関としてその機能を發揮することになる。

今日、いろいろの種類の博物館が設置されているが、その実質的運営において、社会教育活動がもつとも望まれているものは、郷土博物館や歴史民俗資料館である。しかし、その実態は、館長の兼職、職員や学芸員の数、収蔵資料の絶対的不足などの問題を抱えて、博物館活動を大きくはばんできた。

やはり、これからは内部的に解決しなければならない課題が多いが、博物館の全体的趨勢として社会教育活動を強めている傾向にあるので、そういう姿勢で取り組んでいく必要がある。これは単に郷土博物館や歴史民俗資料館などの地域博物館だけの課題でなく、広く博物館全体の将来的課題となる。

そこには、他の図書館や公民館などの社会教育施設と有機的に連携し、学習、講座等を共同で企画運営をはかっていくことが必要にならうし、いままでどちらかというと大きく立ち遅れていた学校教育との連携が必

要になるであろう。

学校教育、あるいは学校に対する対応策は、これまで博物館としては十分にとらわれていなかつたようである。これからは、すでに一部の博物館で実施しているが、調査研究の成果などを学校のカリキュラムに組み込ませ、郷土学習に役立たせるというような利用法をもつと考えていく必要がある。

地域博物館では、スタッフの問題もあり、学校の連携面において、カリキュラムや教材提供という活動はなかなかできないが、日頃から、学校とは密接な連携を保ち、児童・生徒の一層の利用を図るように心掛けなければならない。

### 三、文化財保護と博物館

前述したように一九六〇年代後半からの高度経済成長政策による国土開発の促進により、急速に地域開発が進められ、各地における文化財の破壊や散逸が著しくなった。

こうした情勢の中で、緊急発掘によって激増する埋蔵文化財や都市化の波の中で消滅する民俗資料の収集・保存のため、文化庁の補助により、各地に歴史民俗資料館や埋蔵文化財センターが設置され、一方博物館は都市化する地方の文化の殿堂として、各地域に建設されるようになつた。この結果、文化財保護は、各自治体に設けられた文化財保護の課・係などによる行政側だけでなく、これら歴史民俗資料館（地域博物館）や博物館の活動を通じて、積極的に推進されてきた。

ところで、博物館が取り扱う資料（博物館資料）と保護の対象となる文化財は違うものなのだろうか。

博物館法の規定からみても、博物館資料と文化財の内容は本質的差違はないものと考えられる。たとえば、歴史系博物館で取り扱う資料は、埋蔵文化財であり、有形文化財であり、民俗文化財である。

しかも、その資料的価値は、博物館の調査研究された成果によつて見出されてくるものであり、展示という活動を通じて、歴史上や学術上の価値が実質的に付加されてくるのである。しかも、それは展示や学習などの活動の過程の中で、利用者との共同研究という形を経て、一般地域住民や学界において共有のものと認識されるに至るのである。このようにして、その資料が文化財として認められるようになる。

また、博物館法の規定と文化財法の規定を比較してみると、保護法は「もの」としての文化財を中心としているのに対し、博物館法はその機能・活動が主体となつていて、前者は文化財の保存が重視となり、後者は資料の利用を主眼としているところに本質的な相異があるのでないかと想像される。

ここで問題となるのは、博物館が資料の活用を主眼としている限り、資料としての文化財の保存をどうするかということである。

従来、文化財の保護といえば、もっぱら保存問題が中心となつていていた傾向がある。しかし、これも文化財に対する国民の認識や観点の進展により、徐々ではありながらも変化してきて、いままでの「保存しながら活用を図る」から「活用しながら保存を図る」傾向に変化してきたのである。それでも、本質的にはやはり文化財はその保存なくしてはその活

用はあり得ないのであり、博物館が文化財を資料として活用する場合は、この活用と保存との関係を明確にしていく必要がある。

この関係が明確に認識され、理解されない限りは、いかに文化財が保存されたといつても、それが現在及び将来においても十二分に活用し得る状態でなければ、全く無意味なものになつてしまふ恐れがある。

ここに、文化財を中心として学習や調査研究などの教育活動を開くる博物館が求められてくるわけであり、そこに、博物館の存在理由も生まれてくるのである。

そして、社会教育施設としての博物館は、その地域に関係したあらゆる文化財（資料）を掌握し、それらをできる限り収集、保管しなければならない。また、収集、保管された文化財を地域住民ばかりでなく、国民に対しても公開活用できるよう準備しなければならない。これが、地域博物館に課された任務だと考える。

ところで、このような地域博物館がその任務を十分に果たすためには、地域博物館の現状と課題のところでも述べたとおり、第一に、その地域の歴史や風土及び文化財について、他の誰よりも精通した専門家すなわち学芸員が必要になる。博物館、特に地域博物館には、このような学芸員が質的にも、量的にも確保されていなければならない。それには、学芸員の身分保障や格づけが必要となつてくる。

以上のことからも分つたことと思うが、博物館こそが、文化財保護の目的を実現することのできる機関であり、文化財を保存し、活用を図ることのできる最適の文化施設といえるのである。

今後も、博物館は、文化課、文化財係などの行政とも密接な連携を図

りながら、文化財は「国民の共有の財産」であるとの意識を育成していくよう、一般地域住民に対して教育活動を強力に推し進めていく必要がある。

以上、地域博物館の現状と課題、現代社会と博物館の役割、文化財保護と博物館と三つの観点からいろいろと論述してきたけれども、今後の博物館のあり方としては、その博物館（地域博物館）が現代社会や地域社会の中でどのような位置づけをなされているかを認識し、その現状を的確に把握し、また、社会教育施設として、地域住民なりの文化的要望は何なのか、それに対して、どのような情報を提供し、教育普及活動を展開すればいいのかを十分に検討してみる必要がある。

近年、各地域に同じような博物館、美術館が設置されるようになつた結果、展示内容や活動は互いに競合し合うようなり、運営は一段と厳しさを増しているので、そのようなことを十分に考慮に入れて、活動方針を立てていく必要がある。

そのためには、専門職の養成、収蔵資料の充実、施設管理等、解決しなければならない課題が山積している。しかし、これらの課題も地域住民の支持と理解のもとに、少しずつながらも解決する方向にもつていかなければならぬ。

あわせて、博物館相互間の連携を一層強め、館相互の展覧会の移動・巡回、収蔵資料等の情報交換がスムーズに行われるようにならなければならぬと考えるのである。

（弘前市立博物館係長）